

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令（平成元年政令第258号）第4条第1項	特定農地貸付けに関する農業委員会の承認の変更	農業委員会事務局

1 概要

特定農地貸付けについて農業委員会の承認を受けた者は、当該承認に係る特定農地貸付けについて以下の事項の変更をしようとするときは、農業委員会の承認を受けなければならない。

- (1) 特定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積
- (2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法
- (3) 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件
- (4) 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法
- (5) その他農林水産省令で定める事項

2 標準処理期間は、28日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。